

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区猪熊通り五条下ル柿本町600番2		平成23年11月17日					
		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社京都東急ホテル 代表取締役 大飼 徳比兒 電話 075-341-2411					
主たる業種	旅館・ホテル						
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギーの消費効率の改善、廃棄物排出量の削減、全部門での環境マネジメントシステムの導入により、年平均2%以上のCO2排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	総支配人を最高責任者とする環境マネジメントシステムの実践と実施計画の策定、例月の進捗管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度(20~22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,532.4 トン	3,490.9 トン	3,490.9 トン	3,280.0 トン	-3.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,490.9 トン	3,490.9 トン	3,490.9 トン	3,280.0 トン	-2.0 パーセント	
目標の根拠	前年度において目標である1%削減を達成している。今後は更なる削減を目指し、従来通り各部門での電力・ガス使用量の削減に努め、平成25年度には2%削減を目標とする。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	増減率
	宿泊施設	事業活動に伴う排出の量(延床面積×1/100)	11.55	11.41	11.41	10.72	-2.90 パーセント
		事業活動に伴う排出の量()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	各部門での電力・ガス使用量の削減に努め、平成25年度には2%削減を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度(22)年度	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考	
		45.0	54.0	95.0	100.0		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(24)年度	機器の適正な運転管理に努める。					
	(25)年度	機器の適正な運転管理に努め、更なる削減策を講ずる。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	原則マイカー通勤禁止					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(23)年度	第2年度(24)年度	第3年度(25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	グリーンコイン制度の導入(客室の備置されている対象アメニティ(歯ブラシ、髭剃り等)を使用されなかった場合、グリーンコインをフロントへ持参。集まったグリーンコインの枚数に応じて使用されなかったアメニティ分の金額を環境保全活動の基金とする制度。平成19年12月より実施。)						
特記事項	計画期間中の省エネ設備投資の予定がないため、削減義務量を達成できない。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。